

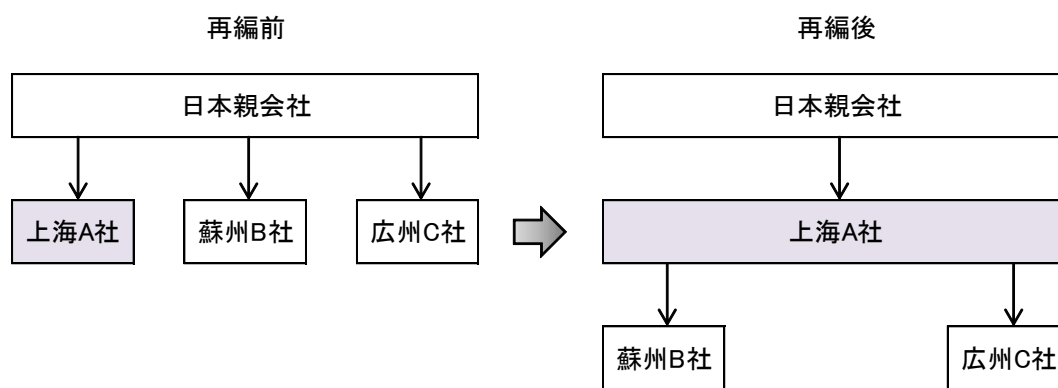
中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国組織再編における投資性公司の実務問題

今回は、中国現地法人の組織再編において投資性公司が認定された場合に直面する実務問題を紹介します。投資性公司とは、事業会社への直接投資を目的とする法人、いわゆる「持株会社」のことをいいます。そのうち、外国資本の持株割合が25%以上である持株会社を「外商投資性公司」といいます。

1. 事例

日本親会社は中国子会社 A、B、C を有し、中国現地法人の組織再編を検討しており、具体的に、上海 A 社は蘇州 B 社と広州 C 社の持分を取得し、再編後、上海 A 社は中国現地法人の B 社と C 社の親会社となり、中国事業を統括管理します。各社の財務状況は、下記図表のとおりとします。



単位：M元

項目	上海A社	蘇州B社	広州C社	合計	A/合計
売上	100	80	60	240	42%
資本金(純資産)	10	8	6	24	42%
総資産	50	40	30	120	42%

2. 問題

上記の再編スキームにおいて、A 社が B 社と C 社の持分を取得すると、B 社と C 社への投資額（14M）が純資産の合計額（24M）の50%を超えます¹。さらに、B 社と C 社からの投資収益が損益に占める割合が高い場合、A 社の主たる業務が「投資」と認定され、A 社に対して改めて投資性公司への変更を求められる可能性があります。

もしも、A 社が投資性公司に変更となる場合には、次のような問題が生じます。

① 外国親会社の資金/信用力及び中国での投資実績の制限

投資性公司を設立する場合には、外国親会社（外国投資者）に対して、資金/信用力及び中国での投資実績（投資社数・金額）が要求されます。詳細については、次頁の表をご参照ください。

¹ 対外貿易経済合作部 国家工商行政管理総局 令 2000 第 6 号第 6 条 外商投資企業による国内投資について、その累計投資額は、自社の純資産の50%を超えてはならない。

（当該規定については、2015年10月28日に公布した商務部令〔2015〕第2号文により削除されましたが、実務上、各政府機関に対して、未だ指導的な意義を有しているとされています。）



項目		外国投資者			中国投資者
		条件①	or	条件②	
概要		資産信用良好、投資性会社を設立するための経済的実力を有すること			
資産総額		4億米ドル以上	or	—	1億人民元以上
対中投資	投資社数	1社以上		10社以上	—
	払込済(資本)金額	1千万米ドル以上		—	—

② 営業範囲の制限

外商投資性会社の主な営業範囲は、投資、傘下会社への融資担保、傘下会社が製造した製品の国内外での販売の支援及び代理、「商業管理弁法」で認められている卸売業務、研究開発等であり、自社による生産活動は認められていません。

お見逃しなく！

2015年10月28日の「商務部による一部の規定及び規範性文件の修正に関する決定」により、投資性会社の元の30百万USD資本金の規定が削除されました。